



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:永田

**夏休み
特別企画**

みなさま、今年の夏はいかがお過ごしでしょうか？ 恒例の夏休み特別企画「**社会保険・労働関係クイズ**」をお届けします。お仕事の合間に、ぜひチャレンジしてください！



問題1

A社の社員が、終業後にアルバイト先(B)へ移動する途中で怪我をした。この場合でも通勤災害になる。

問題2

健康保険の傷病手当金が支給される期間は、支給開始日から最長1年6か月間だが、その途中で1ヵ月仕事に復帰して、その後同じ傷病で再び仕事を休んだ場合は、傷病手当金が支給される期間は最長1年7ヵ月になる。

問題3

労働者が業務災害により3日間休業した場合、事業者は労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなくてよい。

問題4

平成29年10月1日から、子どもが保育園に入れない場合、2歳まで育児休業が取得できるようになる。

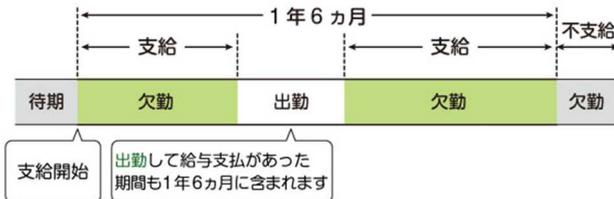


**解答
&
解説**

問題1：○ 通勤災害になります。

就業場所から他の就業場所への移動も通勤の範囲に含まれているので、その他の要件を満たしていれば通勤災害となります。このケースの場合は、アルバイト先(B)での労災保険で手続きをします。なお、A社についても労災法の適用事業であることが必要となります。

問題2：× 復帰した期間も支給期間に含まれるので、このケースでも最長1年6ヵ月です。



傷病手当金の支給期間は、同一の傷病について、支給開始日から最長1年6か月間であり、支給期間中に具合がよくなり出勤した日があっても、支給開始日から1年6か月を超えた期間については支給されません。

問題3：× 「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

業務災害により休業した場合は、必ず「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。報告書は、休業等の状況により書式と提出期限が異なります。なお、通勤災害の場合は、報告書の提出は不要です。

休業等の状況	報告書の種類	提出期限
死亡 または 休業4日以上	労働者死傷病報告 (様式23号)	その都度遅滞なく
休業1～3日	労働者死傷病報告 (様式24号)	災害発生1～3月→4月末日まで 災害発生4～6月→7月末日まで 災害発生7～9月→10月末日まで 災害発生10～12月→1月末日まで

問題4：○ 平成29年10月1日から、最長2歳まで育児休業の再延長が可能になります。

平成29年10月1日から育児・介護休業法が改正され、1歳6ヵ月に達した時点で、保育園に入れないなどの場合に再度申請することにより、育児休業期間を最長2歳まで延長することができるようになります。育児休業給付金の支給期間も2歳までとなります。



● 雇用保険の賃金日額の変更に伴う給付金の支給限度額等の変更 (平成29年8月1日～)

下記のとおり**育児休業給付、介護休業給付、高齢者雇用継続給付**の支給限度額等が変更されました。

- 育児休業給付 支給限度額上限：
 - 支給率67%：284,415円 → **299,691円**
 - 支給率50%：212,250円 → **223,650円**
- 介護休業給付 支給限度額上限：
 - 312,555円 → **329,841円**
- 高齢者雇用継続給付の算定に関わる支給限度額：
 - 339,560円 → **357,864円**



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277